

○ 湖南衛生組合事務専決規則

昭和45年 9 月 30日

規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、管理者の権限に属する事務の代決、専決について必要な事項を定め、決裁責任の所在を明確にし、能率的な運営を図ることを目的とする。

(専決制限および報告)

第 2 条 この規則による専決事項であつても下記の各号の一に該当する場合においては、それぞれ管理者の決裁を受けた後でなければ実施できないものとする。

- (1) 重要なもので管理者の特別の指示により処理することが適当と認められるもの
- (2) 法令の解釈上疑義若しくは有力なる異説のあるもの
- (3) 異例に属し、又は先例になると認められるもの
- (4) 紛議論争のあるもの又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれがあると認められるもの
- (5) 簡単なものでも非常に政治性を伴う事項

2 事前に決裁を受けなくても管理者に報告する必要があるものは、事後において報告しなければならない。

(類推専決)

第 3 条 この規則に定めないものでも事件の内容が定例又は軽易なものは適宜類推して専決することができる。

第 4 条 削除

(平 23 規則 1)

(管理者決裁事項)

第 5 条 管理者が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 組合の運営に関する一般方針の確定に関すること。
- (2) 予算の編成に関すること。
- (3) 地方債、継続費、債務負担行為、繰越明許費及び事故繰越しに関すること。
- (4) 予算の配当及び 50 万円以上の予備費の充当並びに 50 万円以上の予算流用に関すること。
- (5) 特に重要な事業に係る事業計画 (50 万円以上の予備費補充又は 50 万円以上の予算流用を要する事業に係る事業計画を含む。) の設定、変更又は廃止に関すること。

- (6) 組合議会に関すること。
- (7) 組合の特別職にあたる者の任免、給与及び費用弁償に関すること。
- (8) 職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務及び給与に関すること。
- (9) 500万円以上の物件の調達、売却、工事、修繕工作、補償及び委託に関すること。
- (10) 50万円以上の交付金、補助金、分担金、負担金及び委託金の収支に関すること。
- (11) 50万円以上の不用品の処分に関すること。
- (12) 条例、規則及び訓令に関すること。
- (13) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- (14) 特に重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。
- (15) 特に重要な許可、認可その他の行政処分に関すること。
- (16) 審査請求、異議の申立て及び訴訟に関すること。
- (17) 特に重要な情報及び宣伝に関すること。
- (18) 交際費に関すること。

(昭55規則1・全改、平23規則1・一部改正)

(事務局長専決事項)

第6条 事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 一時借入金に関すること。
- (2) 10万円以上50万円未満の予備費の充当及び10万円以上50万円未満の予算の流用に関すること。
- (3) 特に重要な事業以外の事業に係る事業計画（10万円以上50万円未満の予備費補充又は10万円以上50万円未満の予算流用を要する事業に係る事業計画を含む。）の設定、変更又は廃止に関すること。
- (4) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- (5) 職員（係長以上）の出張、休暇、欠勤、遅刻、早退及び超過勤務命令等に関すること。
- (6) 30万円以上500万円未満の物件の調達、売却、工事、修繕工作、補償及び委託に関すること。
- (7) 10万円以上50万円未満の交付金、補助金、分担金、負担金及び委託金の収支に関すること。
- (8) 条例その他の規則による諸給与金、旅費及び費用弁償に関すること。
- (9) 電気料金、電話料金、ガス料金及び公課費に関すること。
- (10) 元利償還金及び公債諸費に関すること。
- (11) 分担金及びこれに関連するものの収入に関すること。

- (12) 雑入に関する事。
- (13) 10万円以上50万円未満の不用品の処分に関する事。
- (14) 重要な事項に関する報告、答申、進達、申請及び副申に関する事。
- (15) 重要な認可、許可その他の行政処分に関する事。
- (16) 重要な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事。
- (17) 重要な情報及び宣伝に関する事。
- (18) 前各号のほか、管理者の決裁を受けるべき事案に当てはまらない事項に関する事。

(昭55規則1・全改、平23規則1・一部改正)

(課長専決事項)

第7条 課長(場長を含む。)が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 10万円未満の予備費の充当及び10万円未満の予算流用に関する事。
- (2) 前条第3号に掲げる事業以外の事業に係る事業計画(10万円未満の予備費補充又は10万円未満の予算流用を要する事業に係る事業計画を含む。)の設定、変更又は廃止に関する事。
- (3) 30万円未満の物件の調達、売却、工事、修繕工作、補償及び委託に関する事。
- (4) 10万円未満の交付金、補助金、分担金、負担金及び委託金の収支に関する事。
- (5) 10万円未満の不用品の処分に関する事。
- (6) 定例又は軽易な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事。
- (7) 定例又は軽易な告示、公告、公表、通達、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事。
- (8) 定例的な許可、認可その他行政処分に関する事。
- (9) 所属職員の事務分掌の決定に関する事。
- (10) 所属職員の出張、休暇、欠勤、遅刻、早退、超過勤務命令等に関する事(前条に規定する事項を除く。)
- (11) 文書の收受、発送に関する事。
- (12) 各種統計に関する事。
- (13) 公印の管守に関する事。
- (14) 前各号のほか、定例又は軽易な事項に関する事。

(昭55規則1・全改、平23規則1・一部改正)

(代決等)

第8条 第5条の管理者決裁事項について至急に決裁を行う必要がある場合において、管理者が不在であるときは、副管理者（湖南衛生組合理約（昭和36年6月1日東京都知事許可）第10条第5項の規定により管理者の職務を代理する副管理者をいう。）においてこれを代決することができる。

2 第6条の事務局長専決事項について至急に決定を行う必要がある場合において、事務局長が不在であるときは、当該事項を主管する課長が代決することができる。

3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに当該事項の専決権者に報告し、後閲を受けなければならない。

（昭55規則1・平23規則1・全改）

（決裁要領）

第9条 文書は、管理者決裁を甲、事務局長決裁を乙、課長決裁を丙としてそれぞれ処理するものとする。

（平19規則3・平23規則1・一部改正）

（事務局長等の専決事項実施の細目）

第10条 事務局長は、あらかじめ管理者の承認を得て、第6条から第8条までに定める事項の実施細目を定めなければならない。

（昭55規則1・追加、平23規則1・一部改正）

付 則

この規則は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第1号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成23年2月22日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。